

## 規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	中小企業等協同組合法施行令	
規制の名称	信用協同組合連合会による国等に対する員外貸付制限の見直し	
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号： 03-3506-6000 e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和4年6月30日	
事前評価時の想定との比較	<p>事前評価時、全国信用協同組合連合会(以下「全信組連」という。)の員外貸付先は中小企業等協同組合法施行令において規定されており、このうち国及び預金保険機構(以下「国等」という。)への貸付けについては、同令により他の員外貸付と合わせ預金等総額の20%までに制限(以下「員外貸付制限」という。)されており、金融情勢の変化により余資運用先が制限されてしまい、協同組織金融機関の連合会としての機能を十分に果たすことが困難となっているとしていた。当該規制緩和後も、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響も、特段発現していない。</p>	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	事前評価時、本規制緩和に係る遵守費用に関しては特段発生しないと想定していた。事前評価時に想定されなかった遵守費用は発生していない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	事前評価時、本規制緩和に係る行政費用に関し、行政庁(国)において、協同組織性を踏まえ、全信組連の員外貸付制限の対象外とする国等向け貸付けが、会員組合に対する貸付けを妨げない限度で行われているか把握するための監督上の費用が発生すると想定していた。事前評価時に想定されなかった行政費用は発生していない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	全信組連において、国等に対する貸付けが員外貸付制限の対象外となることから、会員組合に対する貸付けを妨げない限度において、これまで以上に柔軟な余資運用が可能となり、会員組合の利益に寄与するという、事前評価時に想定した通りの効果が発生している。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	全信組連において、国等に対する貸付けが員外貸付制限の対象外となることから、会員組合に対する貸付けを妨げない限度において、これまで以上に柔軟な余資運用が可能となり、会員組合の利益に寄与するという、事前評価時に予測した便益とかい離はないが、便益の金銭価値化は困難である。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	当該制度に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	規制の見直しにより、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。従って、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。	
備考		